

福岡県公報

平成三十年三月十六日
第三千九百七十五号
増刊
①

目次

規則 (第三号一第五号)

○福岡県国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則

(医療保険課) …………… 一

○福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則を廃止する規則

(医療保険課) …………… 一

○福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(がん感染症疾病対策課) …………… 一

規則

福岡県国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三号

福岡県国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則

福岡県国民健康保険運営協議会規則(平成二十八年福岡県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「福岡県国民健康保険運営協議会条例」を「福岡県国民健康保険法施行条例」に、「第五条」を「第二十一条」に改める。

第二条第二項中「第三条第三号」を「第四条第三号」に改める。

第三条第二項中「第三条各号」を「第四条各号」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四号

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則を廃止する規則

附則

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則(平成十八年福岡県規則第三号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による廃止前の福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の規定により算定した福岡県国民健康保険調整交付金については、なお従前の例による。

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五号

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

規則

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成二十六年福岡県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「北九州市の方は北九州市各区保健福祉課、福岡市の方は福岡市各区保

徳福社センター、「」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。